

# 大阪市水道局職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規程実施要綱

(制 定 平成 21 年 4 月 1 日局長決)

(最近改正 令和 4 年 4 月 1 日課長決)

## (目的)

第1条 この要綱は、大阪市水道局職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規程（平成 18 年大阪市水道事業管理規程第 18 号。以下「規程」という。）の施行にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規程の例による。

## (課等及び課等の長)

第3条 規程第 2 条第 4 項の「課等」及び「課等の長」は、別表 1 のとおりとする。

## (部長級以上の職員が要望等を受けた場合の処理)

第4条 所管課長等を指揮監督する部長級以上の職員を除く部長級以上の職員が要望等を受けた場合に、規程第 5 条第 2 項の規定により当該要望等を所管課等に引き継いだ旨を報告しなければならない「別に定める課等の長」及び規程第 11 条第 1 項の規定により記録した文書を保存しなければならない「別に定める課等」は、別表 2 のとおりとする。

## (要望等検討委員会)

第5条 規程第 14 条の要望等検討委員会（以下「委員会」という。）は、委員長、副委員長及び委員で組織し、それぞれ別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

6 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討及び協議する。

(1) 要望等の内容に関すること

(2) 要望等への対応に関すること

(3) 要望等の公表に関すること

(4) 前各号のほか、委員長が必要と認める事項

7 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

## (施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、局長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 24 日から施行し、改正後の大坂市水道局職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規程実施要綱は、平成 28 年 5 月 2 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

課等	課等の長
総務部総務課	総務部総務課長 総務部法務監査担当課長 総務部危機管理担当課長
総務部企画課	総務部企画課長
総務部ICT推進課	総務部ICT推進課長
総務部連携推進課	総務部連携推進課長 総務部官民連携担当課長 総務部PFI事業調整担当課長 総務部広域連携・海外支援担当課長 総務部府域内施設連携担当課長
総務部職員課	総務部職員課長 総務部研修・厚生担当課長
総務部経理課	総務部経理課長
総務部管財課	総務部管財課長
総務部お客さまサービス課	総務部お客さまサービス課長 総務部営業企画担当課長
工務部計画課	工務部計画課長 工務部品質管理担当課長
工務部工務課	工務部工務課長 工務部技術監理担当課長
工務部施設課	工務部施設課長
工務部配水課	工務部配水課長
工務部給水課	工務部給水課長
東部水道センター	東部水道センター所長 東部水道センター営業担当課長 東部水道センター維持担当課長
西部水道センター	西部水道センター所長 西部水道センター営業担当課長 西部水道センター維持担当課長
南部水道センター	南部水道センター所長 南部水道センター営業担当課長 南部水道センター維持担当課長
北部水道センター	北部水道センター所長 北部水道センター営業担当課長 北部水道センター維持担当課長
工務部柴島浄水場	工務部柴島浄水場長
工務部庭窪浄水場	工務部庭窪浄水場長

工務部豊野浄水場	工務部豊野浄水場長
工務部施設保全センター	工務部施設保全センター所長
工務部水質試験所	工務部水質試験所長

別表2（第4条関係）

部長級以上の職	課等の長	記録文書を保存する課等
理事	総務部総務課長	総務部総務課
理事（兼務）		
総務部長		
副理事（兼務）		
副理事（兼務）		
企画担当部長	総務部企画課長	総務部企画課
官民連携担当部長	総務部連携推進課長	総務部連携推進課
広域連携・海外支援担当部長		
お客さまサービス担当部長	総務部お客さまサービス課長	総務部お客さまサービス課
工務部長	工務部企画課長	工務部企画課
管路更新担当部長	工務部工務課長	工務部工務課
水道センター統括担当部長	東部水道センター所長	東部水道センター
浄水統括担当部長	工務部柴島浄水場長	工務部柴島浄水場

別表3（第5条関係）

委員長	局長
副委員長	理事
委員	総務部長
委員	総務部法務監査担当課長